

令和 8 年度答申第 6 1 号
令和 8 年 9 月 8 日

諮問番号 令和 8 年度諮問第 1 9 号（令和 8 年 6 月 8 日諮問）

審 査 庁 総務大臣

事 件 名 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示決定に関する
件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

審査庁が示した判断のうち、不開示情報該当性に係る判断は、一部妥当とはいえない。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）が、政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号。令和 6 年法律第 6 4 号による改正前のもの。以下「規正法」という。）1 9 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたのに対し、A 都道府県選挙管理委員会（以下「処分庁」という。）が、その一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）規正法

ア 規正法 1 9 条の 7 第 1 項は、この節（注：第 3 章の 2 第 1 節。アにおいて同じ。）において「国会議員関係政治団体」とは、同項各号に掲げる政治団体（政党及び規正法 5 条 1 項各号に掲げる団体を除く。）をい

うと規定し、規正法19条の7第1項1号は、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体を掲げる。

規正法19条の7第2項は、この節の規定（これに係る罰則を含む。）の適用については、政党の支部で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）12条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の前項1号に係る国会議員関係政治団体とみなすと規定する。

イ 規正法19条の16第1項本文は、何人も、国会議員関係政治団体について、規正法20条1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）に対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費の支出に限る。）のうち、規正法12条2項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができる旨規定する。

ウ 規正法19条の16第5項本文は、開示請求を受けた総務大臣又は都道府県選管は、当該開示請求があった日から10日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者（以下単に「会計責任者」という。）に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない旨規定する。

エ 規正法19条の16第6項本文は、会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があった日から20日以内に、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選管に提出しなければならない旨規定し、同条6項ただし書は、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないときは、その旨を通知すれば足りる旨規定する。

規正法19条の16第7項は、同条5項の規定による命令を受けた会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県選管に対し、前項に規定する期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう求めることができると規定する。

規正法19条の16第8項は、会計責任者は、前項の規定により期間の延長を求めるときは、同条6項に規定する期間内に、延長を求める期間、

その理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもってしなければならないと規定する。

規正法 19 条の 16 第 9 項は、総務大臣又は都道府県選管は、同条 7 項の規定による期間の延長の求めがあったときは、同条 6 項に規定する期間を相当の期間延長するものとし、この場合において、総務大臣又は都道府県選管は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないと規定する。

オ 規正法 19 条の 16 第 10 項は、総務大臣又は都道府県選管は、開示請求者に対し、同条 6 項の規定により提出された少額領収書等の写し（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）5 条に規定する不開示情報が記録されている場合にあっては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない旨規定する。

カ 規正法 19 条の 16 第 11 項は、総務大臣又は都道府県選管は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、同条 6 項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があった日から 30 日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない旨規定する。

規正法 19 条の 16 第 12 項は、総務大臣又は都道府県選管は、同項各号に掲げるときは、遅滞なく、開示請求に係る少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない旨規定し、同項 2 号は、同条 6 項ただし書の規定により、国会議員関係政治団体から同条 5 項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があったときを掲げる。

キ 規正法 31 条は、総務大臣又は都道府県選管は、規正法の規定により提出された届出書類、報告書若しくはこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下「報告書等」という。）に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができると規定する。

規正法 24 条は、同条各号のいずれかに該当する者（会社、政治団体その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした

者)は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する旨規定し、同条7号は、規正法31条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者を掲げる。

(2) 情報公開法

ア 情報公開法5条は、行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に同条各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。))のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないと規定する。

イ 情報公開法5条1号本文は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを掲げ、同号ただし書は、イからハまでに掲げる情報を除く旨規定する。

情報公開法5条1号ただし書イは、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書ハは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を掲げる。

ウ 情報公開法5条2号本文は、法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、イ及びロに掲げるものを掲げ、同号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除くと規定する。

情報公開法5条2号イは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを掲げる。

エ 情報公開法6条1項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録さ

れている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときを除き、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない旨規定する。

情報公開法6条2項は、開示請求に係る行政文書に情報公開法5条1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、情報公開法6条1項の規定を適用すると規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和7年7月31日付けで、処分庁に対し、規正法19条の16第1項の規定に基づき、「B党C支部（令和3、4、5年分）」に係る少額領収書等の写しの開示請求（本件開示請求）をした。

なお、B党C支部（以下「本件政治団体」という。）は、令和3年から令和5年にかけて、規正法19条の7第2項に規定する政党の支部であり、同条1項1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる。

（開示請求書、政治資金収支報告書）

- (2) 処分庁は、令和7年8月6日付けで、本件政治団体の会計責任者（以下「本件会計責任者」という。）に対し、規正法19条の16第5項の規定に基づき、本件開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じた（以下「本件提出命令」という。）。

本件会計責任者は、令和7年8月12日付けで、処分庁に対し、規正法19条の16第7項及び8項の規定に基づき、書面をもって提出期間の延長を求め、処分庁は、同条9項の規定に基づき、当該期間を同年9月26日まで延長し、同年8月14日付けで、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知した。

本件会計責任者は、令和7年9月2日付けで、処分庁に対し、規正法19条の16第6項の規定に基づき、本件提出命令に係る少額領収書等の写し（以下「本件対象文書」という。）を提出した。

（少額領収書等の写しに係る提出命令について（通知）、少額領収書等の写

しに係る提出期間の延長について（通知）、少額領収書等の写しの提出について（通知）、本件対象文書）

- (3) 処分庁は、令和7年9月10日付けで、規正法19条の16第11項の規定に基づき本件対象文書の一部を開示する決定（本件処分）及び同条12項の規定に基づき本件開示請求に係る少額領収書等の写しの一部を不開示（少額領収書等の写しに係る支出がないため）とする決定をした。

なお、本件処分に係る「少額領収書等の写しに係る開示決定等通知書」（令和7年9月10日付け文書番号a。以下「本件処分通知書」という。）の「不開示とした部分とその理由」には、不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）について、「個人の氏名、住所等及び印影」及び「法人等の取引金融機関名等の情報及び印影」と記載され、不開示とした理由（以下「本件不開示理由」という。）について、それぞれ、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため。」及び「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するため。」と記載されていた。

（本件処分通知書）

- (4) 審査請求人は、令和7年9月19日付けで、処分庁に対し、本件対象文書に係る開示の実施方法等申出書を提出し、処分庁は、審査請求人に対し、マスキング処理を施した本件対象文書（以下「本件開示実施文書」という。）を交付した。

（少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書、本件開示実施文書）

- (5) 審査請求人は、令和7年10月10日（消印日）、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、審査請求書郵送時の封筒の写し）

- (6) 審理員は、令和8年2月24日、審査請求人から同年1月24日付けで提出された口頭意見陳述申立書に基づき、本件審査請求に係る口頭意見陳述を実施した。

（口頭意見陳述申立書、口頭意見陳述聴取結果記録書）

- (7) 審査庁は、令和8年6月8日、当審査会に対し、本件審査請求のうち、一部は理由があるため認容し、一部は理由がないため棄却すべきであるとして本件諮問をした。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書

処分庁が行った本件対象文書の一部を公開することができないとする処分の取消しを求める。

ア 令和3年6月請求分等の、水道料金下水道使用料領収書のD市上下水道事業団（原文ママ）の印影

水道料金の請求に当たって広く流通している印影であることから、非公開とする理由が不明である。

イ 令和3年度軽自動車税納税通知書のD市長の印影

納税通知書のD市長の印影は、公にしている印鑑であるから、非公開とすべきではない。

ウ 令和3年度軽自動車税納税通知書の標識番号又は車両番号

政治団体の自動車のナンバーと思われるが、公開でどのような支障があるのか明らかにされていないので、非公開とすべきではない。

エ 2021年9月分等の新聞領収書

E新聞店（原文ママ）の部分は公開で法人の運営にどのような利益が害されるのか明らかにされていないので、非公開とすべきではない。

オ 不開示とした部分とその理由

不開示とした部分の記入について、「等」という記載になっている部分があり、箇所が不明確であることや、その理由の記述も、印影が公開されるとどのような支障があるのか、記載がなく、不可解である。

(2) 反論書

ア 車両番号について

処分庁は、車両番号は、特定の個人が所有する自動車を識別するための情報であるというが、政治団体として所有している自動車とみられること、政治団体として所有している街宣車等は公開の性質が強いものであることから、開示することにより個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとまではいえないものとする。

イ 取引金融機関名について

政治団体の取引金融機関名は、公開しても特段支障がないので公開すべきものとする。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は次のとおりである。

- 1 水道料金下水道使用料領収書のD市上下水道事業管理者、軽自動車税納税通知書のD市長及び新聞の領収書の各印影については、情報公開法に基づき、その不開示情報該当性等を個別に判断すべきものである。

本件において、水道料金下水道使用料領収書のD市上下水道事業管理者及び軽自動車税納税通知書のD市長の各印影は、公印規則等により書体や用途等について公にされ、また、新聞の領収書の印影については広く流通しているものであることが否定できないことから、情報公開法5条2号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であると認められないため、不開示情報に当たらないと考えられる。なお、審査請求人及び処分庁において開示することが相当であるとする点で争いが無い。

- 2 軽自動車税納税通知書の標識番号又は車両番号については、情報公開法に基づき、その不開示情報該当性等を個別に判断すべきものである。

本件において、当該部分は、特定の個人が所有する自動車を識別するための情報であり、情報公開法5条1号中「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」であると認められることから、同号の不開示情報に該当し、また、収支報告書に記載されている事項ではなく、同号ただし書に該当しないため、不開示情報であると考えられる。

- 3 また、不開示とした部分とその理由が「等」と記載され不明確であるという点については、処分庁から、「等」に該当する情報は車両番号及び口座番号であると弁明があった。審査請求並びに審査請求人が反論書及び口頭意見陳述において主張した取引金融機関名及び口座番号については、情報公開法に基づき、その不開示情報該当性等を個別に判断すべきものである。

本件において、当該部分は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、法人等と特定の金融機関との取引関係に関する情報が必要以上に流布されたり、口座から不正に金銭等を引き出されたりするなど、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、情報公開法5条2号イに該当し、不開示情報であると考えられる。

なお、車両番号については、上記２と同様である。

- 4 審査請求人のその他の主張は、審理員の上記判断を左右するものではない。
- 5 以上のことから、上記１について処分庁が行った本件処分を取り消すことが相当である。上記２については、処分庁が情報公開法５条１号の不開示情報に該当するとして、また上記３については、処分庁が同条２号イの不開示情報に該当するとして不開示とする本件処分を行ったことは妥当であり、処分庁の裁量に逸脱・濫用があるとは認められない。
- 6 以上のとおり、水道料金下水道使用料領収書のＤ市上下水道事業管理者、軽自動車税納税通知書のＤ市長及び新聞の領収書の各印影に係る処分については、本件審査請求に理由があることから、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）４６条１項の規定により、取り消されるべきである。また、裁決に併せ、同条２項１号の規定により、処分庁に対し、当該処分の取消しを命ずることが相当である。

軽自動車税納税通知書の標識番号又は車両番号、取引金融機関名及び口座番号については、本件審査請求に理由がないことから、行審法４５条２項の規定により、棄却することが相当である。

第３ 当審査会の判断

当審査会は、令和８年６月８日、審査庁から諮問を受け、同年７月１６日及び同年８月２７日の計２回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和８年７月８日及び同年８月７日、主張書面及び資料の提出を受けた。

１ 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (１) 一件記録によると、本件審査請求の受付（令和７年１０月１４日）から本件諮問（令和８年６月８日）までに約８か月の期間を要しているところ、特に、①弁明書の受付（令和７年１１月７日）からその副本送付（同年１２月１７日）までに約１か月、②口頭意見陳述の実施（令和８年２月２４日）から審理終結（同年５月１８日）までに約３か月の期間を要している。その理由について、審査庁は、本件審査請求と同日に受け付けた同種の審査請求（以下「別件審査請求」という。）の存在を挙げた上で、①については、弁明書の副本は簡易書留で送付することとしており、審査請求人の受取時の負担も考慮して、別件審査請求に係る弁明書の副本と併せて送付したためである旨、②については、大部かつ内容也多岐にわたる別件審査請求の検討及び事務処理を並行して行う必要が生じていた上、大量に請求

された少額領収書等の写しの開示事務処理も行っており、これらの事務を同時並行で行うことが求められ、事務が繁忙であったためである旨説明する（審査庁主張書面（令和８年７月８日付け。以下「審査庁主張書面①」という。））。

しかし、上記①については、審査請求人がそのような取扱いを要請したのではなく、上記②については、審査庁が主張するような事情があったとしても、審理員意見書の分量等に鑑みて、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行審法の目的（１条１項）を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

- （２）上記（１）で指摘した点及び下記３で付言する点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はない。

２ 本件処分の適法性及び妥当性について

処分庁は、規正法１９条の１６第１１項の規定に基づき本件処分をしたところ、審査請求人は、本件不開示部分の一部は不開示情報に該当しないこと、本件処分は理由の提示が不十分であることを理由として、本件処分の取消しを求めている。

これに対し、審査庁は、本件不開示部分について、その一部は不開示情報に該当せず、その余の部分は不開示情報に該当するとして、本件処分の一部を取り消すことが妥当であるとしていることから、以下、本件処分の適法性及び妥当性について検討する。

（１）理由の提示について

ア 規正法１９条の１６第１１項又は１２項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示決定等は、行政手続法（平成５年法律第８８号）に規定する「申請に対する処分」に該当するところ、少額領収書等の写しの全部又は一部を開示しないときには、当該各項の規定に基づき、当該開示決定等をした旨の通知をしなければならない、この通知を行う際には、行政手続法８条の規定に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に鑑みれば、

この通知において提示すべき理由としては、開示請求者において、情報公開法5条各号の不開示情報のいずれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁平成4年（行ツ）第48号同年12月10日第一小法廷判決・裁判集民事166号773頁参照）。

イ 本件不開示部分について、本件処分通知書には「個人の氏名、住所等及び印影」及び「法人等の取引金融機関名等の情報及び印影」と記載されているところ（上記第1の2（3））、審査請求人は、「等」と記載されている部分があり箇所が不明確であることや、印影の開示によりいかなる支障があるのか記載がないことを挙げ、不開示とした箇所やその理由が明確に分かりやすく記載されていないと主張している（上記第1の3（1）オ、口頭意見陳述聴取結果記録書）。

ウ これに対し、処分庁は、「住所等」の「等」は「車両番号」を、「法人等」の「等」は「その他の団体」を、「取引金融機関名等」の「等」は「口座番号」を指すと説明する（弁明書）。ただし、審査庁が処分庁に確認したところ、個人の「住所」に係る不開示部分はなく、誤記とのことである（審査庁主張書面①）。

エ 本件処分における理由の提示について、審理員意見書及び諮問説明書においては、処分庁の上記ウの説明内容が摘示されているにとどまり、理由の提示の適法性・妥当性についての判断は記載されていないため、審査庁に照会したところ、審査庁は、本件処分通知書に不開示とした部分とその理由を記載しており、一般国民に判断できる程度のもので、開示請求者も了知し得るものと考えられることから、その適法性・妥当性に問題はないと考える旨説明する（審査庁主張書面①）。

オ 以上を踏まえて検討するに、本件処分通知書における記載から、本件不開示部分に「氏名」や「取引金融機関名」、「印影」が該当することは明らかであるほか、「等」が車両番号や口座番号を指すことも、開示された箇所から推測することが不可能とはいえない。また、本件不開示理由についても、一応、情報公開法5条1号及び2号イの規定に相当する内容が記載されており、本件対象文書が領収書等の写しであること並びに領収書等の目的及び性格等にも鑑みれば、不開示とされた根拠を全く了知できないとまではいえない。

したがって、本件処分における理由の提示は、十分であるとはいえない

ものの、本件処分を取り消さなければならないとするまでの瑕疵があるとは認められない。

カ なお、開示決定等における不開示部分とその示し方については、本来、開示実施文書と照合せずとも、当該開示決定等に係る通知書において提示された理由の記載から、不開示部分とその不開示の理由が明確であることが望ましい。

本件処分通知書には、本件不開示部分について、どのような領収書等に記載されたいかなる「個人」、「法人」又は「団体」に関する情報であるかといった具体的な記載はない。また、本件不開示理由についても、そもそも情報公開法5条1号及び2号イという法条の記載がない上、これらの規定を引用したに等しい内容が記載されているにとどまり、各不開示部分がこれらの規定に該当するとする根拠は何ら示されていない。このような記載では、開示請求者は、開示実施文書入手し、開示された部分及び不開示部分の体裁等を検討することによって、ようやく不開示の理由を推測できるのであって、本件処分通知書において、本件不開示部分とその不開示の理由が明確に示されているとはいえない（現に、審査請求人は、上記第1の3（1）オのとおり主張している。）。

したがって、これをもって本件処分を取り消すべき瑕疵があるとまでは認められないものの（上記オ）、本件処分は、理由の提示を必要とする行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものである。

今後、処分庁は、少額領収書等の写しの全部又は一部を開示しないときは、その処分に係る通知書において、どのような領収書等に記載されたいかなる情報が、情報公開法5条各号の不開示情報のいずれに該当するのか及びその根拠を具体的に記載すべきである。

（2）本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 個人の氏名

（ア）当該不開示部分は、各領収書等の「担当」欄等に記載された個人の氏名である。

当該不開示部分の不開示情報該当性について、審理員意見書及び諮問説明書に記載はなく、審理員及び審査庁において具体的に検討した形跡は認められない。

（イ）当該不開示部分は、各領収書等を発行した法人等の従業員の氏名であると認められる。

当該不開示部分は、情報公開法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イからハまでに該当する事情も認められない。また、当該不開示部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）に該当することから、情報公開法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法5条1号の不開示情報に該当する。

イ 個人の氏名に係るイニシャル

（ア）当該不開示部分は、各領収書等の「担当」欄に記載された、個人の氏名に係るイニシャルである。

当該不開示部分の不開示情報該当性について、審理員意見書及び諮問説明書に記載はなく、審理員及び審査庁において具体的に検討した形跡は認められない。

（イ）当該不開示部分は、法人等の従業員の氏名に係るイニシャルであると認められる。なお、当該各領収書等には、当該従業員の氏名は記載されていない。

当該不開示部分は、特定の個人を識別できるとまではいえず、情報公開法5条1号本文前段に該当するとは認められないが、これを公にすると、既に開示されている当該各領収書の他の部分の情報に鑑みて、当該法人等の関係者や顧客、地域住民等においては当該従業員を特定することが相当程度可能となり、当該従業員の権利利益を害するおそれがあることから、同号本文後段に該当すると認められ、同号ただし書イからハまでに該当する事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法5条1号の不開示情報に該当する。

ウ 軽自動車の車両番号

（ア）当該不開示部分は、令和3年度及び4年度の各軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書及び同納税証明書（以下「本件各納税通知書等」という。）に記載された、軽自動車の車両番号である。

審理員及び審査庁は、当該不開示部分について、情報公開法5条1号の不開示情報に該当すると判断している（上記第2の2）。

（イ）軽自動車の車両番号は、車両ごとに指定されるものである（道路運

送車両法（昭和26年法律第185号）60条1項後段）。また、軽自動車税（種別割）は、軽自動車の所有者に課されるものである（令和8年法律第2号による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）443条1項）。

本件各納税通知書等は、その宛名として個人の氏名が記載されており、当該不開示部分は、当該氏名と一体として、情報公開法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、少額領収書等の写しに記載された個人所有の軽自動車の車両番号について、処分庁における公表慣行はないとのことであり（審査庁主張書面①）、他に公表慣行の存在をうかがわせる事情も特段認められないことから、当該不開示部分は、情報公開法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当することから、情報公開法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法5条1号の不開示情報に該当する。

エ 印影（下記オからクまでに係る部分を除く。）

（ア）当該不開示部分は、各領収書等に押印された、個人の氏に係る印影である。

当該不開示部分の不開示情報該当性について、審理員意見書及び諮問説明書に記載はなく、審理員及び審査庁において具体的に検討した形跡は認められない。

（イ）当該不開示部分は、各領収書等を発行した法人等の印影ではなく、その従業員の印影であると認められる。

当該不開示部分は、情報公開法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イからハまでに該当する事情も認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当することから、情報公開法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法5条1号の不開示情報に該当する。

オ 領収書等を発行した法人等又はその店舗等の印影

(ア) 当該不開示部分は、各領収書等に押印された、当該各領収書等を発行した法人等又はその店舗等の印影であると認められる。

当該不開示部分の不開示情報該当性について、審理員及び審査庁は、E新聞店（以下「本件新聞店」という。）の印影については、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当しないと判断しているが（上記第2の1）、その他の印影の不開示情報該当性については、審理員意見書及び諮問説明書に記載はなく、具体的に検討した形跡は認められない。

(イ) 情報公開法5条2号イ該当性は、行政庁の裁量判断に委ねられるべきものではなく、同号イの定める要件に該当する事情の有無によって客観的に判断されるべきものである（最高裁平成20年（行ヒ）第67号同23年10月14日第二小法廷判決・裁判集民事238号57頁）。そして、同号イの不開示情報に該当するというためには、当該情報を開示することによって法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることを要するところ、元来は法人等が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であっても、法人等がそのような管理をしていないと認められる場合には、これを公にすることにより正当な利益を害するおそれがあるとは認められないものというべきである（最高裁平成11年（行ヒ）第50号同14年9月12日第一小法廷判決・裁判集民事207号77頁参照）。

(ウ) 本件開示請求の対象となる「少額領収書等の写し」は、人件費以外の経費の支出に係る1件1万円以下の支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しである（規正法11条1項、19条の10及び19条の16第1項参照）。また、当該不開示部分の印影が押印された各領収書等に係る支出の目的は、新聞代、名刺印刷代、電話料金等、バッテリーやオイルの交換代、ガソリン代、カギ代、電話機代、残高証明書発行手数料、自動車重量税印紙代などであると認められる。

かかる金額及び内容の取引は、当該各領収書等を発行した各法人等において、一般の世帯及び事業者に対しても行われ、かつ、通常は当該各領収書等に銀行取引その他重要な取引に使用する印章を押印することはないと推認されるから、当該不開示部分は、取引相手ならば誰にでも開示されているものであるということができ、本件政治団体のような特定

の取引相手にしか用いないように限定して管理されているなどの特段の事情もうかがわれない。

以上に鑑みれば、当該不開示部分を公にすることにより、当該各領収書等を発行した各法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当しない。

カ Fが発行した領収書中の印影及びGが発行した領収書中の印影

(ア) 当該不開示部分は、当該各領収書に押印された印影である。

当該不開示部分の不開示情報該当性について、審理員意見書及び諮問説明書に記載はなく、審理員及び審査庁において具体的に検討した形跡は認められない。

(イ) 当該各領収書は、それぞれ臨時駐車場代及びガソリン代に係るものであり、一般に購入可能な市販のものが用いられていると認められる。また、その発行者として当該各個人の氏名が記載されており、それに隣接して当該不開示部分が押印されている。

以上を踏まえると、当該各個人は、それぞれ駐車場の賃貸及びガソリンの販売を反復継続して行っているものと推認され、これを覆すに足りる事情も認められず、当該各領収書は、当該各個人が「事業を営む個人」として発行したものというべきであるから、当該不開示部分は、屋号等の表示がないことを考慮しても、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当し、情報公開法5条1号の適用対象ではなく、同条2号の適用対象であると解すべきである（なお、当該各個人の氏名はマスキングされていないことから、処分庁も本件処分に当たり同様に解したものとかがわれる。）。

(ウ) その上で、上記オ（イ）を踏まえて検討するに、当該不開示部分は、上記オ（ウ）と同様の理由により、これを公にすることにより、事業を営む当該各個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当しない。

キ H後援会（以下「本件後援会」という。）が発行した領収書中の印影

(ア) 当該不開示部分は、当該領収書に押印された印影である。

当該不開示部分の不開示情報該当性について、審理員意見書及び諮問説明書に記載はなく、審理員及び審査庁において具体的に検討した形跡は認められない。

- (イ) 本件後援会は、当該領収書に係る支出がされた令和5年において、規正法に規定する政治団体であるから（審査庁主張書面（令和8年8月7日付け。以下「審査庁主張書面②」という。）、届出事項等の異動届）、情報公開法5条2号の「団体」すなわち「法人等」に該当すると認められる。

当該領収書は、その発行者として本件後援会の名称が記載され、それに隣接して当該不開示部分が押印されており、その領収額が1万円以下の金額のものである。

以上を踏まえると、当該領収書は、本件後援会として代金を領収したことを証する目的で、その代表者等が権限に基づいて発行したものであって、当該不開示部分もその一環として押印されたものというべきであるから、当該不開示部分は、本件後援会の名称や本件後援会における役職の表示がないことを考慮しても、「法人等に関する情報」に該当し、情報公開法5条1号の適用対象ではなく、同条2号の適用対象であると解すべきである（最高裁平成10年（行ヒ）第54号同15年11月11日第三小法廷判決・民集57巻10号1387頁参照）。

- (ウ) その上で、上記オ（イ）を踏まえて検討するに、当該不開示部分は、その形状及び領収金額が1万円以下の領収書に押印されたことに鑑みれば、銀行取引その他重要な取引に使用する印章のものではないと推認され、取引相手ならば誰にでも開示されているものであるということができ、本件政治団体のような特定の取引相手にしか用いないように限定して管理されているなどの特段の事情もうかがわれないから、これを公にすることにより、本件後援会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当しない。

ク D市の印影

- (ア) 当該不開示部分は、①本件各納税通知書等に記載されたD市長の印影、②市民活動センターに係る領収証書に記載された同市長の印影並びに③水道料金下水道使用料に係る領収書に記載されたD市上下水道

事業管理者の印影である。

当該不開示部分の不開示情報該当性について、審理員及び審査庁は、上記①及び③については情報公開法5条2号イの不開示情報に該当しないと判断しているが（上記第2の1）、上記②については審理員意見書及び諮問説明書に記載はなく、具体的に検討した形跡は認められない。

- （イ）当該不開示部分は、D市公印規則（昭和b年D市規則第c号）に規定する公印の印影又はD市上下水道局公印規程（昭和d年D市企業管理規程第e号）に規定する公印の印影であり、上記①から③までの各領収書等の交付相手ならば誰にでも開示されているものであると認められるが、そもそも地方公共団体は情報公開法5条2号の「法人等」から除かれており（上記第1の1（2）ウ）、D市は同号の「法人等」には該当しない（このため、同号の規定の適用を前提とする審理員及び審査庁の判断は、その前提を誤ったものである。）。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当しない。

ケ 支出先の法人等の取引金融機関名等（下記コに係る部分を除く。）

- （ア）当該不開示部分は、各領収書等に記載された、金融機関及びその支店の名称並びに口座番号である。

審理員及び審査庁は、当該不開示部分について、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当すると判断している（上記第2の3）。

- （イ）当該各領収書等は、複合機カウント代、プロバイダ料金及び電気料金に係る、振込みによる支払を受領した旨の顧客用の控えであり、当該不開示部分は、支払を受けた各法人等の取引金融機関及びその支店の名称並びに口座番号であって、当該各法人等に関する情報であると認められる。

上記オ（イ）を踏まえて検討するに、一般に、かかる顧客用の控えは、振込用紙と一連のものとして、請求元において振込先の口座番号等をあらかじめ印字して顧客に発行することが通例である。このような場合、請求元の事業者にあつては、振込用紙やこれと一連の顧客用の控えに記載した口座番号及び金融機関の名称等について、これを内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、多数の顧客に広く知れ渡ることを容認しているものといえることができる。

本件においても、当該不開示部分は、顧客が本件政治団体であるからこそ当該各法人等が特別にこれを開示したなど特段の事情は認められないから、これを公にすることにより、当該各法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当しない。

コ 令和5年6月分の「プロバイダ料金」に係る「ご利用明細票」（以下「本件振込明細書」という。）中の「お受取人」欄の取引金融機関名等

（ア）当該不開示部分は、本件振込明細書中の「お受取人」欄に記載された、金融機関及びその支店の名称並びに口座番号である。

審理員及び審査庁は、当該不開示部分について、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当すると判断している（上記第2の3）。

（イ）本件振込明細書は、本件政治団体が振込みの方法により支出したプロバイダ料金に係る金融機関が作成した明細書であり、当該不開示部分は、その支出先の法人の取引金融機関及びその支店の名称並びに口座番号であって、当該法人に関する情報であると認められる。

（ウ）本件処分で既の開示されている部分から、当該法人は、令和5年5月分及び7月分から9月分までの「プロバイダ料金」に係る支出先の法人と同一であると認められる。そして、当該各月分の「プロバイダ料金」に係る支出先の法人の取引金融機関名等については、上記ケ（イ）のとおり、当該法人にあっては、これを内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、多数の顧客に広く知れ渡ることを容認しているものといえることができるから、当該不開示部分も、上記ケ（イ）と同様の理由により、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当しない。

サ 本件振込明細書中の「お取引店番号」欄の記載

（ア）当該不開示部分は、本件振込明細書に係る「お取引」を行った店舗の番号である。

審理員及び審査庁は、当該不開示部分について、情報公開法5条2号イの不開示情報に該当すると判断している（上記第2の3）。

（イ）本件政治団体は、国会議員関係政治団体であるから（上記第1の2（1））、情報公開法5条2号の「団体」すなわち「法人等」に該当すると認められる。

処分庁は、本件政治団体に係る金融機関名につき不開示とした箇所はない旨説明している（口頭意見陳述聴取結果記録書）が、当該不開示部分は、本件政治団体に関する情報であると認められ、本件不開示部分のうち「法人等の取引金融機関名等の情報」に含まれると解される。

（ウ）上記オ（イ）を踏まえて検討するに、当該不開示部分は、本件政治団体が振込みの方法による支出を行った金融機関の店舗を示す情報にすぎず、これを公にすることにより、本件政治団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法５条２号イの不開示情報に該当しない。

シ 本件振込明細書中の「カード番号（口座番号）」欄、「カード発行銀行」欄及び「同支店番号」欄の記載

（ア）当該不開示部分は、本件振込明細書に係る支出元の口座番号並びにその口座が開設された金融機関及びその支店の番号である。

審理員及び審査庁は、当該不開示部分について、情報公開法５条２号イの不開示情報に該当すると判断している（上記第２の３）。

（イ）当該不開示部分は、上記サ（イ）と同様の理由により、本件不開示部分のうち「法人等の取引金融機関名等の情報」に含まれると解される。

（ウ）当該不開示部分は、本件政治団体が振込みの方法により支出した際の自らの口座に関する情報であると認められる。

上記オ（イ）を踏まえて検討するに、当該不開示部分は、上記ケの不開示部分とは異なり、決済の便宜に資することを優先させて多数の取引先に広く知れ渡ることを容認しているものというべき事情はうかがわれず、本件政治団体が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であると認められ、本件政治団体が自ら公表しているなどといった事情もうかがわれないから、これを公にすることにより、本件政治団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。

したがって、当該不開示部分は、情報公開法５条２号イの不開示情報に該当する。

ス 小括

以上のとおり、上記アからエまでの部分は情報公開法５条１号の不開示

情報に該当し、上記シの部分は同条２号イの不開示情報に該当するが、上記オからサまでの部分は、同号イの不開示情報に該当しない。

したがって、審査庁の判断については、上記ウ、オ（本件新聞店の印影の部分に限る。）及びシの部分に係るものは妥当であり、上記クの部分（②市民活動センターに係る領収証書に記載されたＤ市長の印影の部分を除く。）に係るものは結論において妥当であるが、上記ケからサまでの部分に係るものは妥当とはいえない。

（３）結論

本件処分については、上記（１）のとおり、これを取り消さなければならぬとするまでの理由の提示に係る瑕疵があるとは認められない。

もっとも、本件処分のうち、上記（２）アからエまで及びシの部分を開示とした部分は妥当であるが、上記（２）オからサまでの部分を不開示とした部分は取り消すべきである。

なお、上記第２の６に記載した、「また、裁決に併せ、同条２項１号の規定により、処分庁に対し、当該処分の取消しを命ずることが相当である。」との審査庁の判断について、「処分の取消し」は、行審法４６条１項本文の規定により審査庁自らが裁決により行うべきものである（同条２項１号は、審査庁が、同条１項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、審査庁が、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときに、処分庁に対し、当該一定の処分をすべき旨を命ずるとの規定である）ことを指摘しておく。

３ 付言

（１）審理及び諮問の在り方について

ア（ア）本件では、審査請求人が本件処分における理由の提示が不十分であることを主張しているのに対し、その適法性・妥当性につき、審理員及び審査庁が審理員意見書及び諮問説明書において検討した形跡は認められない（上記２（１）イ及びエ）。この点について、審査庁は、弁明書における弁明に対し反論書において理由の提示に係る言及はなく、口頭意見陳述における説明に対しても審査請求人から理由の提示に係る言及はなく、本件審査請求における争点ではなくなつたためと主張する（審査庁主張書面①）。しかし、審査請求書に審査請求の理由として明記された事項について、その後の主張の機会に重ねて言及しなかったことをもって争点ではなくなつたと

する審査庁の主張には理由がなく、審理員及び審査庁が本来すべき調査検討を尽くしていないというほかない。

(イ) また、「審理の範囲については、審査請求人が主張する審査請求の理由に限られず、当該処分の当否を判断するために必要な範囲全般に及ぶものであり、審査請求人が主張していない点についても、必要に応じ、職権により調査を行う〔最高裁昭和29年10月14日第一小法廷判決・民集8巻10号1858頁〕」とされているところ（行政不服審査法事務取扱ガイドライン（令和4年6月（令和8年5月改訂）総務省行政管理局。以下「行審法ガイドライン」という。）47頁）、本件では、上記2（2）のとおり、本件不開示部分のうち一部の不開示情報該当性につき、審理員及び審査庁が審理員意見書及び諮問説明書において検討した形跡は認められない。この点について、審査庁は、審査請求人が主張しない事項について具体的にどのような範囲で審理・判断を行うべきかは、審査庁（審理員）の判断に委ねられることを理由として、具体的な争点となっている部分の不開示情報該当性について検討したと主張する（審査庁主張書面②）。当該理由は、一般論としては妥当するものの、開示請求に係る少額領収書等の写しは、不開示情報が記録されている部分を除いて原則開示が義務付けられているものであり（規正法19条の16第10項）、その観点から当審査会が確認したところ、審査請求人が主張していない複数の不開示部分についても不開示情報に該当しないと判断されること（上記2（2）オからクまで参照）に鑑みれば、審理員及び審査庁は、審査請求人が主張していない不開示部分も含めて、より慎重かつ適確に審理及び判断すべきであったといわざるを得ない。

(ウ) 今後、審理員は、審査請求に係る処分全体の適法性及び妥当性について適確に検討する必要がある、審査庁は、これらについて諮問説明書に漏れなく記載する必要がある。

イ 本件審査請求に係る処分は「申請に対する処分」に該当するから、その審理においては、申請（本件開示請求）から本件処分に至る一連の手續の経緯及び内容について資料を基に事実認定を行い、本件処分全体の適法性・妥当性を検討する必要がある。

しかし、審理手続において処分庁が提出した資料に開示請求書は含まれておらず、本件提出命令やその提出期間の延長に係る文書もなく、審理員

がこれらの資料の提出を求めた形跡もうかがえないから、審理員はこれらの資料を確認することなく審理手続を進めたことになる。また、本件諮問に際しても、審査庁からこれらの資料が提出されることはなく、当審査会が求めて初めて提出されたところであり、審理員及び審査庁が本件開示請求から本件処分に至る一連の手続の経緯及び内容について資料を基に確認・検討したとは認め難い。

今後、審理員は、審査請求の審理に当たり、処分庁に対し、開示請求から開示決定等に至る一連の手続に係る資料については漏れなく提出を求めて、処分に係る経過を確認し、処分全体の適法性及び妥当性を検証する必要があるとともに、審査庁は、諮問に当たり、当該資料を当審査会に漏れなく提出する必要がある。

(2) 審査基準について

規正法 19 条の 16 第 10 項は、少額領収書等の写しについて、情報公開法 5 条に規定する不開示情報が記録されている部分を除いて開示しなければならない旨規定している。しかし、A 都道府県選挙管理委員会委員長が定めた「政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準」（平成 f 年 g 月 h 日付け。以下「本件審査基準」という。）には、「A 都道府県情報公開条例（平成 i 年 A 都道府県条例第 j 号）第 k 条に規定する不開示情報」の有無を判断する旨や、不開示情報該当性等の判断は「A 都道府県情報公開条例の解釈及び運用の基準」の例による旨記載されており、規正法の定めに従った内容となっていない。

この点について、審査庁は、本件審査請求において争点となっていないが、上記条例 k 条の規定は情報公開法 5 条 1 号及び 2 号イに準拠していると考えられることから、判断の基準について実質的な問題は生じていない旨主張する（その上で、都道府県選管の審査基準の内容は規正法 19 条の 16 第 10 項の規定の範囲内で定められる必要がある旨や、少額領収書等の写しの開示は法定受託事務であり（規正法 33 条の 2 第 1 項 1 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）245 条の 9 に基づき総務省がその処理基準を定めているところ、規正法 19 条の 16 の規定に基づき都道府県選管が行う処分に係る審査基準については総務省が定める審査基準（「政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準」（平成 22 年 8 月 31 日付け総務省自治行政局選挙部長作成。以下「総務省審査基準」という。）に準じて定めることとしており、総務省審査基準と同じ内容が定められる

ことが想定されている旨説明する。) (審査庁主張書面①、審査庁主張書面②)。

しかし、審理においては、「処分庁等の通達などの内部基準の合理性を含めて、適切に調査・確認を行う」ものとされており(行審法ガイドライン47頁)、本件審査請求の審理においても、本件審査基準の合理性を含めて適切に検討すべきものである。そして、審査基準は、申請により求められた許認可等をするかどうかを「その法令の定めに従って」判断するために必要とされる基準であって(行政手続法2条8号ロ)、これを定めて公にする趣旨は、行政庁の判断過程の公正と透明性を確保し、その相手方の権利利益の保護に資するためであると解される(最高裁平成26年(行ヒ)第225号同27年3月3日第三小法廷判決・民集69巻2号143頁参照)ことに鑑みれば、規正法19条の16第10項の規定と異なる本件審査基準の上記記載について、実質的な問題は生じていないとする審査庁の認識は、行政手続法の理解として不適當である。

処分庁は、本件審査基準について、規正法の定めに従った内容となるよう速やかに改善する必要がある、また、審査庁は、処分庁に対し適切に助言する必要がある。

(3) 不開示情報該当性の判断の在り方について

ア 審査庁は、処分庁は「少額領収書等の写しの記載内容について、第三者であり、その審査権も有していない」ため「客観的に視認できる記載事項を前提として不開示情報該当性等を判断せざるを得ないという構造となってい」る旨主張する(審査庁主張書面①)。

本件において、処分庁は、規正法19条の16第10項の規定に基づき不開示情報該当性を審査すべき立場にある(なお、一般に情報公開訴訟における不開示情報該当性の主張立証責任は行政庁が負うものと解されている(最高裁平成2年(行ツ)第149号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号255頁)。)。

その上で、処分庁にとって第三者が作成した文書の不開示情報該当性を審査するという事情は、上記条例に基づく開示請求に対する処分の場合と特段異ならない。また、不開示情報該当性の判断基準の点でも、総務省審査基準(上記(2)を踏まえ、ここでは本件審査基準に代えてこちらを参照する。)は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」(平成13年総務省訓令第126号)の例によるとし

ており、情報公開法に基づく開示請求に対する処分の場合と同一の基準とされている。また、その内容をみると、開示請求の対象文書の記載以外の事情も適切に確認して判断することが予定されている（一例として、情報公開法5条1号ただし書イ該当性に係る基準。）と認められる。したがって、少額領収書等の写しの開示請求については「客観的に視認できる記載事項を前提として不開示情報該当性等を判断せざるを得ないという構造となってい」る旨の審査庁の上記主張は、その根拠を欠くものであり、採用できない。

今後、処分庁は、規正法19条の16第10項の規定及び上記（2）を踏まえて改善した本件審査基準に基づき、適確に不開示情報該当性等の審査をすべきである。

イ 当審査会から審査庁に対し、複数の具体的な不開示部分を摘示して、その不開示情報該当性に係る判断の理由等について追加的に説明（主張書面等）を求めたものの、その回答の多くは、情報公開法に基づき個別に判断すべきもの（又は処分庁が個別に判断したもの）であると考える旨などの抽象的な説明にとどまり（審査庁主張書面①、審査庁主張書面②）、審査庁として個別に判断した内容やその根拠を具体的に示さないものであった。

当審査会への諮問手続は、審査庁の審査請求についての判断の妥当性等をチェックし、裁決の客観性・公正性を確保するためのものであり、当審査会は、行審法74条により付与された調査権限を行使し、諮問の妥当性を判断するための調査審議に必要な情報を収集するため主張書面等の提出を求めたものである。

今後、審査庁は、審査請求について裁決をする立場として、当審査会に対し、不開示情報該当性に係る判断の理由等について具体的に説明すべきである。

（4）少額領収書等の写しの提出の在り方について

ア 審査庁は、上記（3）アの主張に関連して、規正法19条の16第10項は、処分庁が審査権を有するとは規定しておらず、規正法31条の規定による形式審査の対象にも該当しない旨主張している（審査庁主張書面①、審査庁主張書面②）。

イ そもそも規正法19条の16において、総務大臣又は都道府県選管による会計責任者への提出命令、開示請求者への開示等が義務付けられて

いるのは「少額領収書等の写し」、すなわち人件費以外の経費の支出に係る1件1万円以下の支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しであり（上記2（2）オ（ウ）。以下この少額領収書等の写しの要件を「法定要件」という。）、裏を返せば、「少額領収書等の写し」以外のものは、総務大臣又は都道府県選管において提出命令、開示等を行うことが本来できないものである。そして、会計責任者から提出されたものが法定要件を充足するか否かは、外観から形式的に確認することが容易であると認められる。

したがって、「少額領収書等の写し」の提出命令、開示等を定めた規正法19条の16を適確に執行すべき立場にある総務大臣又は都道府県選管においては、同条6項の規定に基づき提出されたものについて、同条5項の規定に基づく提出命令（とりわけ法定要件）の充足性を外観から形式的に確認し、充足しない部分について適切な措置を講ずるよう促すことが当然に要請されると解すべきであり、これらの対応を適切に行うべきであるところ、当該対応が国会議員関係政治団体等の政治活動の自由に対する不当な関与になるとは認められない。

確かに、規正法31条の文言からは、その適用対象に会計責任者から提出された少額領収書等の写しが含まれるとは直ちに解し難く、その「審査」について明記した規定も他に見当たらない。しかし、同条が規定する「説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずる」権限は罰則を担保とするものであるところ（規正法24条7号）、かかる規定の適用対象でないこと（及び明文の規定がないこと）を理由に、会計責任者から提出されたものが法定要件を充足しない場合であっても何ら上記対応を行い得ないとすれば、「政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、（中略）政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与する」との規正法の目的（1条）及び政治資金の「収支の状況を明らかにすること」を旨とする規正法の基本理念（2条1項）の下に設けられた「少額領収書等の写し」の開示制度の趣旨を没却することとなるから、処分庁が少額領収書等の写しについて審査権を有していない旨の上記アの審査庁の主張は、妥当性を欠くものであり採用することができない。

ウ 本件においては、本件対象文書の台紙にしたものとみられるチラシ等の書面に係る記載が散見され、その中には特定の学校や幼稚園、企業・

団体等の名称等の記載も含まれている。

上記記載が「支出を証すべき書面」のものでないことは明らかであり、法定要件を充足しないものであるから、処分庁は、本来、本件会計責任者に対して適切な措置を講ずるよう促すべきであった。そして、当該記載は本件開示実施文書にもみられるから、「少額領収書等の写し」に該当しない情報が開示されるという、規正法がおよそ予定していない事態に至っている。なお、処分庁は、上記で取り上げた特定の学校等の記載について、不開示情報に該当しないという判断をしたと説明しているから（審査庁主張書面①）、開示決定等までの法定の期間がある中で、当該記載のために本来であれば不要な判断をも行うこととなり、事務の遅延や負担の増加を招き得る点からも、不適切というほかない。

上記イを踏まえて、今後、処分庁は、規正法19条の16第6項の規定に基づき会計責任者から少額領収書等の写しが提出された際は、提出命令（とりわけ法定要件）の充足性を外観から形式的に確認し、充足しない部分について適切な措置を講ずるよう促すべきである。また、審査庁は、この点について都道府県選管に対し適切に助言するとともに、規正法19条の16第1項、5項、6項及び10項の規定を踏まえ、少額領収書等の写しについて、不開示情報が記録されている部分を除いて何人に対しても開示されるべきものであることが、会計責任者において十分に理解され、法定要件を充足して適切に提出されるよう、措置を講じる必要がある。

（5）処分庁による事務の実施について

ア 事件記録に含まれている本件対象文書（写し）及び本件開示実施文書（写し）においては、金額の記載が見切れていて確認できない領収書等が散見されるところ、本件会計責任者から提出された本件対象文書においては見切れておらず、審査請求人に開示実施された本件開示実施文書においては見切れていたとのことである（審査庁主張書面②）。「金額」は法定要件に含まれるものであるから（上記（4）イ参照）、このような事態は、「少額領収書等の写し」の開示制度の趣旨に照らし、不適切というほかない。

今後、処分庁は、開示請求者が全ての少額領収書等の写しに係る支出の金額を明瞭に確認できるよう、開示を実施する際に適切に対応すべきである。また、審査請求への対応に当たっても、証拠書類の作成に際し適切に対応すべきである。

イ 本件処分通知書における本件不開示部分の記載のうち、個人の「住所」については誤記であり（上記２（１）ウ）、「２０２１年１０月１７日 １６：３０」の「納品書（領収書）」の表題を含めて上から６行目のマスキングは、開示実施の際に誤って付されたものとのことである（審査庁主張書面①）。

処分庁は、今後、規正法１９条の１６の規定に基づく事務の実施に当たり、上記２（１）ア及びカも踏まえ、正確かつ慎重に対応すべきである。

４ まとめ

以上によれば、本件処分について、理由の提示に係る瑕疵を原因として取り消すべきであるとはいえず、また、上記２（２）アからエまで及びシの部分を不開示としたことは妥当であるが、上記２（２）オからサまでの部分を不開示としたことは妥当でなく、取り消すべきであるから、これと異なる本件諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第３部会

委	員	吉	開	正	治	郎
委	員	中	原	茂	樹	
委	員	福	本	美	苗	